

「令和3年度第4回北杜市地域福祉計画策定委員会」会議録

1. 会議名：令和3年度第4回北杜市地域福祉計画策定委員会
2. 開催日時：令和4年2月21日（月） 13時30分～15時40分
3. 開催場所：北杜市役所 西会議室
4. 会議次第：
  - (1) 開会
  - (2) 委員長あいさつ
  - (3) 議事
    - ①パブリックコメントの結果報告について
    - ②第4次北杜市地域福祉計画最終案について
    - ③第4次北杜市地域福祉計画概要版（案）について
    - ④その他
  - (4) 閉会
5. 出席者
  - (1) 出席委員（敬称略）

日野水会長、吉田委員、清水委員、村田委員、跡部委員、栗澤委員、宮沢委員、石井委員、鷹野委員、小林委員
  - (2) 【事務局】

伴野福祉部長、白倉介護支援課長、中澤子育て応援課長、河手ほくとっこ元気課長、  
社会福祉協議会課長、佐藤地域福祉課長、山縣生活支援課長  
福祉課 山田課長、清水リーダー、小澤
6. 傍聴人 4名

## 会 議

### 1. 開会

#### 【事務局】

定刻になったので、ただいまから次第により、第4次北杜市地域福祉計画第4回の策定委員会を開催する。開催に先立ち、あいさつをお願いします。

(相互に礼)

委員の皆さまには、本日お忙しい中、ご出席いただきお礼申し上げます。

さて、本日の会議であるが、新型コロナウイルス感染拡大が止まらない現状での開会となるが、喚起や感染対策を十分にとる中で進めていきたいと思う。本日の出席委員は10名となり、要綱第6条の規定により、定員に達しているため、本日の会議は成立することを報告する。

続いて次第2、会長あいさつを日野水会長よりお願いします。

### 2. 会長あいさつ

#### 【会長】

皆さま、大変お忙しい中、ご参加いただき感謝申し上げます。この会議も4回目になり、いよいよ総合計画の骨子が決まり、議会に出せるという段階になった。それとの整合性ももちながら、こちらの地域福祉計画も最終的な仕上げというかたちになる。今までもなかなか議論が出尽くしたという感じにはなっていない。よいものを出せるよう、慎重審議をお願いしたい。

#### 【事務局】

それでは、議事に入る前に、本策定委員会は北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条の規定により、公開、非公開の決定を開催前にあらかじめ決定することとなっている。要綱第2条において、原則公開とするとされていることから、本委員会は公開ということによろしいか。

(異議なし)

それでは、異議なしの声があったので、本委員会を公開とさせていただく。本日の策定委員会に4名の方から傍聴の申し出があったので報告させていただく。

(傍聴者入室)

それでは、次第3の議事に移る。

### 3. 議事

#### 【事務局】

それでは、これから先の委員会の進行については、日野水会長にお願いします。

(1) パブリックコメントの結果報告について

【会長】

それでは、議事に入りたいと思う。傍聴人の方はご静粛にお願いします。

では、議事(1)パブリックコメントの結果報告について、事務局から説明をお願いします。

【課長】

議事に入る前に、本委員会については議事録署名委員を選出しなければならない。本日の委員会の議事録署名委員の指名させていただく。本策定委員会の議事録については、北杜市の要綱に基づき、委員会で指名する2名の署名が必要となる。議事録署名委員については、策定委員会の名簿順となる。今回については、鷹野委員、石井委員をお願いします。

【会長】

では、パブリックコメントの結果報告について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、先日送らせていただいた委員会資料を訂正したものがある。本日の訂正版資料1のほうで説明をさせていただく。

第4次北杜市地域福祉計画に関するパブリックコメント募集の結果についてご報告させていただく。パブリックコメントは令和4年1月7日から2月7日まで実施し、5人の方からご意見をいただいた。

1ページをお願いします。最初に計画に係る全体的な意見として、3つのご意見をいただいた。いただいたご意見に対し、対応と考え方について各担当と協議し、内容をまとめたのでご確認をお願いしたい。

NO. 1、北杜市民ひとり一人の福祉観点データベースを作成し、高齢になるなど、支援が必要な時に活用していくことはどうか。

これに対して対応と考え方については、市民ひとり一人の福祉観点データベースの作成については、取り扱うデータの検討、目的、進め方、利用範囲、利用方法などあらゆる方面から検討することが必要と考える。今後の福祉ニーズの方向性により必要が生じた場合のご意見として参考にさせていただくとまとめた。

次に、NO. 2、日ごろのコミュニケーションから、人のつながりが一番大切である。地域福祉について、このコロナ禍により、一層人のつながりが薄れることが心配である。民生委員のなり手など、地域で動く人も少ない今、生活の不安が大きくなるばかりである。その部分を行政と民間が協力して活動。末には事業化できれば暮らす市民に明るい活動が見えてくると思う。今何をすべきという正解はないが、やるべき福祉事業は明確であり、どうやったらできるか新しい視点で考えていきたい。計画素案は必要な事項が記載されていて問題はないと思う。これを具体的にどのように実施するか、その部分の計画案が大切

である。

これに対し、地域福祉を推進するためには、新たな日常生活の中で、感染対策を講じ、工夫しながら地域福祉活動を継続することが必要である。さまざまな分野における地域課題を解決するために、地域住民、関係団体・機関、社会福祉協議会、行政が協働して個人や世帯の課題、また地域課題に取り組むことができる支援体制を構築するための計画を推進する。現在、地域の見守り事業として、民間業者と行政が連携し「あんきじゃんネットワーク」事業を推進している。今後も課題解決に資する関係機関と連携し、取り組む事業を推進していくとしている。

次に、NO. 3について、地域福祉の概念と取り組み姿勢など拝読し、おおむね理解した。自助努力で解決できない事象については互助、共助の支援で取り組み、その互助、共助体制を公的機関が支援、公助するという“重層的な寄り添い支援体制”が望まれるものと思うが、もう1つ、扶助という概念が必要と考える。現在までに表面化していない“生活困窮者”とその予備軍などの存在を無視できなくなることが予測できるからである。今後の地域福祉において、重点的に取り組むべきは互助、共助、扶助であると考えているので、公助での支援は、先ず、行政管理施設を地域福祉の関連団体に提供し、互助、共助、扶助の体制を整えては如何か。フードバンク事業や、精神的な問題でひきこもりや、不登校など悩みを抱えている方々に対処していく居場所などが必要とされているので、先ずはそれらの活動を支援できる施設を準備していただきたいと考える。特に若い年齢層の移住促進に繋げていく場合、互助、共助、扶助の体制は重要なことのように感じているというご意見をいただいた。

これに対し、計画案については、自助、互助、共助、公助の考え方とし、原案どおりとする。対応と考え方については、地域における複雑な生活課題を抱える方を支えるためにも、ご意見のようなさまざまな支援体制を組み合わせた中で地域福祉の充実を図っていくとしている。

次に3ページをご覧ください。第2章「本市の地域福祉を取り巻く状況」についてご意見をいただいた。

NO. 4、素案のページは2ページからになる。互助、共助が強調されている。20ページからのグラフでは、ボランティア団体・登録人数とも年々増加しているが、実際の活動状況・活動人数はどのようなのだろう。北杜市内で約20年間、高齢者施設、障害者作業所、地域サロンなどでボランティアをしてきたが、年々ボランティアの高齢化が進み、ボランティアをする人が減ってきていると感じる。その背景には、年金受給年齢の引き上げ、年金額の減少、物価上昇などにより、現在および将来の生活の不安から「働ける間は働く」人が増えている実態があるのではないかと。今後とも、生産年齢（15～64歳）人口の減少もあって働き手が必要であり、ボランティアの増加は見込めないと思う。市民の生活実態も考慮して対策を練るべきではないかというご意見をいただいた。

これに対し、計画案の31ページをご覧ください。ボランティア活動については、基本目標1「ほがらかに地域を支える人づくり」の(2)「地域を支えるボランティア活

動の活性化」ということで、原案どおり取り組むこととする。対応と考え方については、ボランティア登録をしている方の活動状況や活動人数については、社会福祉協議会と連携し内容の確認を行うとともに、引き続き普及啓発を図り新規登録者の確保に努める。また、地域のことは地域で行う行政区や自治会活動も広い意味でのボランティア活動と考える。草刈りや道づくり、近所同士でのあいさつや声掛けが防災対策や文化の継承など地域づくりに繋がる。今後とも地域づくりの意識の醸成を図る取り組みを推進していく。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

次に、NO. 5、ページは13ページからとなる。令和2年の要支援・要介護認定率は、北杜市13.2%、山梨県15.9%、国18.5%で、本市は極めて低い。「元気な高齢者が多い」ためではなく、認定を望んでも認定されない、或いは低く認定されていると感じている。認定率が上がると介護保険料に反映するそもそもの仕組みが問題であるが、それでも毎年高い保険料を払って、いざ使いたいときに使えないのでは今後不安である。或いは働き手がないために低くしているのか？支える側と利用する側の実態を明らかにして対策を考えるべきだと思うというご意見をいただいた。

これに対し、要介護認定の判定は、担当者による聞き取り調査を基に、全国一律のシステムによる判定と、医療・保険・福祉の学識経験者で構成される介護認定審査会が主治医の意見書、その他の必要書類により、判定するので、認定における公平性は保たれている。また、厚生労働省要介護認定適正化事業による自己分析を継続的に実施しており、調査及び審査も全国に比べ丁寧な方であり、概ね問題ないと高く評価されているとまとめている。

次に、NO. 6、ページは18ページからとなる。大泉町は行政区加入率が市内で最も低いが、災害の時には近隣の助け合いが重要と思う。災害時の対応、ゴミの問題を主に、従来の地区より緩やかな地区が作れないか。新しくできた11区が参考になると思うというご意見をいただいた。

これに対し、わたしたちの生活は社会経済の進化・発展とともに、価値観・ライフスタイル多様化により地域での交流は希薄になり、行政区への加入割合も年々低下している現状である。そのような中で、地域の繋がりを深める自治会の役割を重要視しており、地域の諸課題を地域住民が連携・協力により解決していくことが必要だと考えている。いただいたご意見を参考に、地域住民がコミュニケーションを図り、いざというときに協力し合い、明るく安全安心な地域づくりを支援していくので、地域住民の皆様においても、価値観の多様性に対応し、誰もが安心して加入できる組織へと変革する取り組みへのご協力をお願いしたい。また、災害時の対応として、行政区にとらわれず地域住民で組織することができる「自主防災組織」を結成することができる。自主防災組織の結成後、必要な資機材購入に関し、市では支援をしている。ごみの排出は既存の地区ステーションの利用を原則とし、利用に際しては各地区のルールに沿って利用いただいている。なお、一定の条件を満たせば、新規にごみステーションを設置することができる。こうした支援を活用し、地域住民同士が繋がり、課題を解決する体制づくりを構築していくことも可能である。今後必ずすべての地域の構成員が地域福祉を推進していくために参加・協働し、地域住民が

お互いに支え合う地域づくりを支援していくとしている。

次に、NO. 7、ページは23ページからになる。グラフで交通利便性の確保がトップである。公共交通を利用したい高齢者には、①比較的元気で歩ける方、②不自由で自宅迄の送迎や介助が必要な方がいる。でかけーる、デマンドバス、病院バスを縦割りではなく一本化にして、①②に対応できる使いやすいシステムができないだろうか。今後、高齢化の進行とともに公共交通を利用したい人は増えるし、SDGs達成にも寄与すると思うというご意見をいただいた。

これに対し、計画案50ページをお願いします。基本目標3「支援が必要な人にとどく地域づくり」の(2)生活の不安を軽減する支援の充実として、移動が困難な人のための公共交通や移動支援サービスの充実を進めることとしているので、計画については原案どおりとする。また、対応と考え方として、①と②では、対象となる方や制度がまったく異なることから、サービスの統合については難しいと考えている。今後も、各事業内容について理解を深め、市民が活用できるよう情報提供に努めていくとしている。

次に、NO. 8、23ページからになる。地域で優先すべき福祉の取り組みで、これも同じく公共交通についてご質問をいただいている。「交通利便性の確保」52%、デマンドバスと路線バスのみでは、到底無理である。しかし、広大な北杜市に都会並みの交通網を、というのも無理である。そこで、タクシーを使いやすくするのはどうか。団塊の世代も高齢化していくが、今のままでは免許返納はできない。タクシーがもう少し低料金で気軽に使えればよいと思う。高齢者割引で、迎車料金はなしにする。デマンドが走ってない時間などあらかじめ、予約しておけば複数で乗り合わせる。便利になれば、免許返納もでき、タクシー会社も収益になるというご意見をいただいた。

このご意見に対しても、先ほどの同じく原案どおりとし、対応と考え方については、第3次地域福祉計画では、市民の生活に必要な移動を確保するため、交通弱者に対する移動支援の促進や、公共交通の整備を推進してきた。市民が希望をもち、充実した生活を継続していくための「生活の足」は、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、交通事業者等関係者、行政等が連携し、それぞれの役割を果たしながら確保に取り組んでいくことが必要である。第4次地域福祉計画においても、基本目標3「支援が必要な人にとどく地域づくり」(P50)の基本施策(2)生活の不安を軽減する支援の充実として、引き続き、地域福祉の構築を見据えた中で、移動手段の確保・充実に取り組むこととしている。

次に、NO. 9、27ページからになる。基本理念「誰もが安心して暮らせるまちづくり」である。最近「化学物質過敏症」の方の北杜市への移住が増えているようである。北杜市には幸いなことに「化学物質過敏症」の窓口がある。とても素晴らしい。よい環境を求めて移住を決めたのはよいが、療養者にとって、安全な住居を見つけるのはとても大変と聞いた。家を探すのもその方たちにはとても大変なようである。集合住宅では、排水管からの合成洗剤や柔軟剤などの香料のニオイで具合が悪くなるそうだ。化学物質過敏症はこれからますます増えることが予想される。市として積極的に空き家活用を進めることも必要ではないか。もちろんリフォームには最新の注意を払うことが大切である。療養者が安全

な住まいを見つけられるサポート体制をなるべく早く構築してほしいというご意見をいただいた。

これに対し、対応と考え方として、ご意見のとおり、既存の住民から療養目的に移住された方、双方が安心して暮らせるまちづくりが必要と考えている。療養者のサポート体制の構築については、計画の基本目標4「さまざまな支援につながるしくみづくり」の基本施策(1)包括的な相談・支援体制整備の充実の中に該当すると認識している。分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている(P56)ことから、専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行う(P58)こととしているとまとめている。

次に、7ページをお願いします。第3章「計画のめざす方向」についてご意見をいただいた。

NO.10、18ページからとなる。困った時、支援が必要となった時に「相談しやすい窓口」づくりが重要と思う。北杜市は広大なので、「集約、合併」は行政と住民との距離を物理的にも精神的にも遠くするので、支所を充実して支所を中心につながる方がよい。災害時は勿論、車に乗れなくなって公共交通で相談に行くにも近くなければ行くことができないというご意見をいただいた。

これに対し、30ページの基本目標4「さまざまな支援につながる仕組みづくり」として、関係機関と連携して相談支援体制の充実を図ることとし、計画については原案どおりとする。また、対応と考え方については、誰もが安心して相談できるよう、引き続き相談支援機関の連携を図り、支援体制の充実を進めるとしている。

次に、第4章「各主体が取り組む計画行動」についてご意見をいただいた。

NO.11、計画案については18ページ、32ページ、33ページとなる。行政区の加入について、特に大泉地区の加入率が44.2%に驚いた。ここは特に移住者が多い、ということか。理由に「勧誘、接点がない」22.7%皆が加入してくれれば、大泉支所へのごみ持ち込みの問題も解決するが、地区によっては、土地の人間しか受け入れないようなところもあるとか。そこは行政が地区に呼びかけて積極的に受け入れを要請するしかない。移住者には、入ることによってどんなメリットがあるのかを事務的ではなく親切に話してほしい。場合によっては、地区加入者にはゴミ袋やシールを地区から差し上げるなど。まず顔を合わせて話をする機会をつくることだと思う。去年だったか一昨年だったか、大泉支所へのごみ出しに関して、要望通りに時間を早めたことがあった。その時の市からの文章にとってもびっくりしたことがある。あの分別がきちんとできていなかったら、全体責任として受け入れない、みたいな文章であった。当事者でない私もとても嫌な思いをした。行政は市民をなんだと思っているのか。生徒なのか。とても失礼な文章であった。そういう上から目線の対応では、いつまで経っても解決しないというご意見をいただいた。

これに対し、計画案の35ページをご覧いただきたい。計画に関しては、基本目標1「ほがらかに地域を支える人づくり」の(1)助け合い、支え合うコミュニティづくりを基本施策に転入者への行政区加入の促進等を進めていくこととしている。計画は原案どお

りとし、対応と考え方については、第4次計画においても、移住者には、地域住民をつなぐ自治会活動に参加することの意義をご理解いただけるように周知を強化していく。また、地域住民の皆様には誰もが安心して加入できる自治会へ柔軟に変容する取り組みをしていただけるよう、支援していく。また、本市のごみ行政は市と行政区の協働で実施をしており、行政区にはごみステーションの管理と運営をお願いしている。そのため、地区のごみステーションの利用に際しては地区の承諾をいただくこととなる。なお、ごみ及び資源物の排出の際には、収集作業及び資源化が円滑に進められるよう、分別排出にご協力いただけるよう重ねてお願い申し上げますとまとめている。

以上、パブリックコメントについての報告を終わらせていただく。

#### 【会長】

パブリックコメントは、1月から2月のはじめにかけてホームページなどの書き込みがあるわけであるが、これに関してご意見、ご質問等はあるか。私の印象であるが、書き込みされた方が、実は市のやっていること全部を把握していない、それなのに指摘している面もあると感じる。例えば、不登校児の居場所がないと書いてあるが、これはある。だから十分でないという意味で、市が手をつけていないということはない。その点を踏まえると、コメントが全部正しいということではない。認識不足からくるコメントもある。

#### 【委員】

N0. 5の介護認定率のところである。対応と考え方もそのとおりだと思う。ただ、1つ気になるところは、希望される方がすべてできているのかである。このシステムに入ってしまうと、全国一律のシステムになって各行政区が同じ対応で認定が出ると思うが、その認定を受けるまでのところで選別をされてないかというところを確認したい。それが1つ目である。

後は6番の行政区のところである。これについては、私が住んでいるところが、年代によって自治会の加入はなかなか進まない。特に若い世代になると、あまりたくさんの行事があると加入しづらい、加入したくないという人が多くなってきているのが現状だと思う。その行事についての見直しも必要だと思う。また、加入率の多い11区というところが参考となっているが、市内でバランスよく加入できている行政区の取り組みを参考にさせていただき、こんなふうにとやたらうまくいくといったようなことをしてもらえたらよい。そのきっかけの1つとして、市の取り組みにも書いてあるが、災害の取り組みである。防災組織の取り組みに関しては、若い世代も関心が多い。そこをきっかけにして、行政区への加入を推進できればよい。以上2点である。

#### 【会長】

1番目の認定基準について、「北杜市は厳しすぎるのではないか。」これは悪いいい方をすると、いつも審議会をすると出てくる話である。行政のほうでは、県と国の認定基準



でやっていくということである。しかもグラフを見ると、軽度の介護、もしくは支援の認定は少し増えている。必ずしも認定基準が北杜市は以上に厳しいということではないと思う。これについて事務局から何かあるか。

#### 【事務局】

まず、市の介護認定率であるが、北杜市は昔から認定率は低い。これについてやはり疑問に思われている方も多いと思うが、この調査について全国一律の 74 項目がある。身体機能や生活機能等にそれぞれ 74 項目の調査項目があり、その調査項目に対してどのような症状ならばという決まったマニュアルがある。全国的にそのマニュアルに沿って、個人の主観ではなく自分の目で見てそれを写し込んでいくという作業を行っている。それに関しては、審査会において、医師の診断書等を見ながら審査員たちが整合性があるかどうかを判断している。それを見ただけで結果が出る。それについては、調査の仕方が合っているのかどうかは一目瞭然で決められている。例えば立つときにひじをつかかなど、すべてを見ただけで結果が出てくるので、これについては正しい調査が行われていると考えている。また、北杜市は実際に認定率が低い。結果としてどうしてかという議論は出てくるが、やはり近所づきあい等が頻繁にあったり、畑仕事など足腰を使う。高齢者の方々が農業を行ってきたおかげでこうなっていると思う。これから先、果たしてこのままいくかというところではないと考える。実際、75 歳以上の方と 75 歳以下の方を見ても、やはり 75 歳以下の方については、社会、会社等でかなりストレス等を重ねながら年を重ねてきているので、その方々が今の 75 歳以上の同じような状態の足腰の強さでいるとは考えていない。この認定率については、この先上がっていくと思う。

#### 【委員】

それを聞いているわけではない。認定に入ったら、公式ルールがあるので、それはそのとおりにやっていると思う。例えば、本人が介護状態になっていると心配をして窓口に来た場合、皆さんが認定調査を受けているか、全員が受けているかということを知っている。認定を受けていなければ異論はない。不安をもっている方が全員、認定を受けているかである。

#### 【事務局】

まず、窓口に来る方はいるが、介護の基本理念がある。介護の基本理念というのは、介護状態、介護の必要な人の尊厳を保持し能力に応じた自立した日常生活ができるよう支援するものというのが理念となる。実際、最初に窓口に来た方がどのような状態かというものを我々が調査をして、適切な支援につなげる必要がある。そのために地域包括支援センターに一度相談してもらい、ただ介護を受けるだけでなく、自分が家で過ごしたいという方がいたら、そのためにはどうすればよいかという支援を行っている。それらにつなげることになる。いずれにしても介護認定については、受けていることはできている。要支援になったらこのような支援ができるというかたちでやっている。

**【委員】**

不安をもった方が包括支援センターに相談に行くが、きた方がすべて相談できているのか。それとも相談支援センターにいき、そこでいろいろ相談をしたうえで、できていない人もいるのか。それはそのやり取りがあつて認定を受けても難しいということはないということか。

**【事務局】**

介護予防事業についても、要支援1、2が必要となる。そのような方がいるという話は聞いたことがない。こちらのほうでダメだといわれるということか。

**【委員】**

あるのか、ないのかわからないが、認定に行く手前で選別されていないか。

**【事務局】**

相談にこられた方で、明らかに介護でない方はいる。そのような方はまだ介護が早いのではないかという話はするかもしれない。

**【委員】**

私もこれを読んで、認定率は低いということで、私たち民生委員の立場としては訪問すると元気なお年寄りが多い。北杜市は働き者の年寄りがいて、体を鍛えているから認定率が低く、健康な高齢者が多い。それなのにこのような意見があり、このようにいわれると心配になる。このパブリックコメントに対してきちんとした説明が必要である。ホームページで出すのか。

**【事務局】**

いただいたご意見はすべてホームページで公表する。

**【委員】**

先ほど、会長が何もかもを知っていてここに出ているのではないかとおっしゃった。しかし、それが北杜市の実態である。知らない人も知っている人もたくさんいる。だから今回、この福祉計画も北杜市民が担うところがたくさんある。そこをどうやってみんなに知ってもらうことが一番必要だと思う。

**【会長】**

確かに、認定に入ればケアマネジャー、有資格者につながる。これは全国的な規模でやっている。その前の段階で、ケアマネジャーに結びつけること、それが円滑に行われているのかという希望である。実際に認定を求めている方でも、いろいろ聞いてみたら隣近所

の手前やめておくということもある。みんなの権利であって、そしてケアマネジャーに公平な採点をもらい、要介護が必要な方は取るべきだという常識みないものが北杜市全体にいきわたるようにしたい。これが石井委員の発言の趣旨であると思う。他にどうか。

**【委員】**

今の要介護認定率の件で、私のほうも、ほくとゆうゆうふれあい計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定委員をしている。委員もいわれたが、認定率の低さについては元気なお年寄りが多く、しかも介護予防の事業を積極的に参加していただいているおかげではないかという評価もある。提案であるが、介護保険の事業計画の次期中で、地域包括支援センターに介護認定の申請にいったときに、そこで丁寧にまずは相談をしていると思う。これはずっと包括支援センターがやっているところだと思うが、思い切って認定の申請が出たときに有無をいわずではないが、そこで申請を受理して認定調査には包括支援センターや調査員を兼ねて相談にいった認定調査と、それから、本当はもうちょっと違うプログラムや、あるいは介護の課題ではないのではないかとこのところにも丁寧に寄り添って相談をしていくといけばよいのではないかと。そうすると、地域福祉計画の 58 ページにある総括的な相談支援体制整備の充実につながってくると思う。発想の転換で、認定の申請が出た段階ですぐに受理して調査に行くところを、介護保険の事業計画の策定委員会のところでは私は提案をしようかと思う。そういう意見が多いということであれば、それしかないのではないかと。

**【会長】**

事務局から説明はあるか。

**【事務局】**

補足である。介護支援課のほうで、認定申請を拒否しているということはない。それを受け、プラスアルファとして介護予防のためのプログラムを包括支援センターのほうで組んでいくという作業をしている。

**【委員】**

低く認定されているというような誤解を招くのであれば、申請してそれを全部受理して介護認定審査会にかけていけばよいわけである。元気な高齢者が申請してきた場合には、当然、認定調査のルートに乗っかって非該当却下ということになる。そうしたら次に介護予防のプログラムに参加できるような方であれば参加してもらおうということと一緒に考えていただくということではないかと。

**【事務局】**

申請をされても、介護認定されない方はいる。例えば、腕が動かなくなったが自分で

きるという方については、やはり介護度がつかないことになる。また、認知症の方もいるが、認知症については介護度があまり高くなっていかないという傾向にある。その辺もあるので、誤解を招くところがあると思う。介護がつかなかった方でも、将来的にはこのような運動しなければ介護がつくということを、包括支援センターのほうでは、そのような方々に対しても支援している。ご理解をお願いします。

#### 【委員】

助け舟ではないが、全部の申請を受けつけて、できる状態にあるかどうかである。人的にすべてできるのか。そのようなこともあると思う。そこをできる範囲として、無理にはできないが、その優先順位を判定するのは仕方がないと思う。

#### 【会長】

他にないか。地区に問題が2箇所に出ている。私の印象でいうと、メリットは何かと聞いてくる。だけど、ずっとここに住んでいる、ここで代々暮らしている市民については、はっきりいえばメリットよりデメリットが多い。新しくこられる方もメリットもデメリットも一緒に背負うという視点が正しいのではないかと思う。デメリットは長く背負ってきている、だから新しくこられた方も一緒にデメリットを分け合う、このような話を堂々と市のほうからしてもらいたいと私は日ごろから思っている。

なければ、次の議事に移る。

#### (2) 第4次北杜市地域福祉計画最終案について（資料2）

#### 【会長】

それでは次に、第4次北杜市地域福祉計画最終案について説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、(2) 第4次北杜市地域福祉計画最終案について、資料2の訂正版をお手元に置かせていただいたので、説明をさせていただく。

前回の策定委員会で委員の皆さまからいただいたご意見を素案に反映している。パブリックコメントの実施に向けて、市長、副市長ヒアリング、各担当課への照会を行い、追加、修正した箇所があるので、その部分について合わせて説明をさせていただく。

なお、先週、委員の皆さまに資料を送らせていただいたところであるが、その後、訂正したところもある。今回、新たに訂正箇所がわかるように黄色でマーカーをした資料を用意した。こちらの資料を見ながら確認をお願いしたい。

それでは、資料をご覧ください。

表紙はカラー刷りとなり、第4次北杜市地域福祉計画の理念を表に記載している。内容に入り、目次の2枚目の目次の下の枠の部分をご覧ください。令和4年4月から行政組織が変更となるので、ここに説明を入れさせていただいた。32 ページからの第4章

「各主体が取り組む行動計画」については、令和4年度から取り組む内容となるので、新組織の担当課に新組織の担当課に訂正して記載をしている。訂正箇所については、第4章で説明させていただく。

次に、1ページをお願いします。まず、軸の表記についてである。4行目の「障がい」の表記について、「害」の部分がひらがなと漢字表記にわかれていたので、ひらがな表記に統一した。なお、法律についてはすべて漢字表記となる。次に、6行目の「さまざま」であるが、ひらがなと漢字表記があったので、ひらがなに統一した。次に、下から6行目の「取り組み」であるが、送り仮名がなしのものがありのものがあったので、ありのものに統一した。次に、下から3行目の「支え合い」であるが、「合い」がひらがなと漢字表記があったので、基本理念と同一表記とし、漢字表記に統一している。

2ページをお願いします。下の図についてである。前回、自助、互助、共助、公助の図については、図が小さかったので大きく見やすいかたちに変更した。また、共助の説明について、前は厚生労働省の資料を参考に「介護保険に代表される社会保険制度及びサービス」と記載していたが、地域福祉の観点からの共助を記載したほうがわかりやすいのではないかということから、共助の説明を「地域における助け合いや支え合い」とし、具体的な例についても「地域における見守り活動」「地域における福祉活動、ボランティア活動」「NPOなどの活動」に変更している。

次に、5ページをご覧ください。（3）他計画との関連の図について説明する。第4次北杜市地域福祉計画の下に、「成年後見制度利用促進基本計画」と新たに「生活困窮者自立支援計画」を入れている。成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画と一体的に策定することとして、委員の皆さまと検討してきたので、この図の中でも一体的に策定していることがわかるよう、計画名を記載した。一方、生活困窮者自立支援計画については、今回、総合計画で募集したパブリックコメントの中で、生活困窮者自立支援計画の策定の状況と総合計画との関連性についてご質問をいただいた。質問の回答として、現在策定している地域福祉計画の中で位置づけ等を検討すると回答したところである。生活困窮者自立支援法は平成27年に施行され、計画については各市町村で任意で策定することができるが、現時点で北杜市では策定していない。これを踏まえ、内容を検討し、現在策定中である地域福祉計画に生活困窮者自立支援計画を盛り込むこととした。

6ページをご覧ください。（5）生活困窮者自立支援計画としての一体的な策定ということで、新たに説明文を追加した。内容として、「生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業を中心に、子どもの学習・生活支援事業による「場づくり」の具体化や、居住・就労・食料支援といった関係機関とのネットワーク強化を進めてきた。本市では、多様で複合的な課題を抱え、制度の狭間に陥りがちな生活困窮者への包括的支援を拡充するためにも本計画と生活困窮者自立支援計画を一体的に策定し、取り組むもの」としたので、内容をご確認いただきたい。

次に、52ページをご覧ください。2点目の○生活困窮者自立支援の充実として、今までは1点目から3点目までの取り組みを入れていた。今回、地域福祉計画と生活困窮

者自立支援計画を一体的に策定するという一方で、4点目から5項目の取り組みを新たに追加している。内容としては、「働きづらさ」を抱えた方へ、就労前の準備や職場体験を行う就労準備支援事業の取り組みを行うことで、日常生活の自立から一般就労へ向けた段階的な支援をする」、次に「家計状況の「見える化」と家計が行き詰まる根本的な課題を把握し、利用者自らが家計を把握できるようにするための「家計改善支援事業」に取り組む」、「ほくとハッピーワークとの連携を強化することで、就労支援とともに各種支援制度の活用に取り組む」、「離職などにより、住居を失った方、または失うおそれのある方へ、一定期間家賃相当額（住宅扶助基準額）を支給する住宅確保給付金を実施し、生活の土台となる住居を整えるなかで並行して就職にむけた就労活動を推進する」、「ひきこもり支援として、ひきこもりサポーター養成・派遣事業を推進する。また、当事者や家族へのサポート体制の基盤の強化を図り、ひきこもり当事者や家族が参加できる「居場所づくり」に積極的に取り組む」と取り組みを載せている。

戻って17ページをご覧ください。（5）生活困窮・貧困の状況として、②本市における生活困窮者の連携支援件数のグラフを新たに追加した。生活困窮者自立支援計画に盛り込むべき事項として、生活困窮者自立支援相談支援機関と福祉事務所、ハローワークの3者が連携し、生活困窮者への自立に必要な情報の把握と連携に取り組むこととされているので、北杜市における平成28年から令和2年の取り組みをグラフ化したものを追加した。

次に、5ページをお願いします。（4）成年後見制度利用促進基本計画としての一体的な策定であるが、前回の策定委員会で委員さんに計画名の統一についてご指摘をいただいた。先日、送らせていただいた資料に反映させていなかったため、今回、計画名について訂正して記載している。

次に、9ページをお願いします。第2章「本市の地域福祉を取り巻く状況」の変化について、9ページの①年代別人口高齢化率、10ページの③外国人住民、11ページの④世帯数の推移、⑤ひとり親世帯のデータについては、最新のデータに更新しているのでご確認をお願いしたい。

次に、18ページをお願いします。③本市におけるDVの相談件数について、前回、年度表記をしていたので、今回、他のデータと合わせて年表記に変更している。

次に、29ページをお願いします。基本目標3「支援が必要な人にとどく地域づくり」について、担当課から説明内容について訂正があったので、内容を簡潔にまとめている。前回は、これに続いて「高齢者や障がい者等の社会参加を促すことで生きがいややりがいを見出し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう支援する」と説明を入れていた。前回の策定委員会でご意見をいただき、基本目標2の「くらしにとけ込む健康・生きがいづくり」と混同してしまう内容であったので、その説明文についてはこちらから削除している。

次に、30ページをお願いします。基本目標4「さまざまな支援につながるしくみづくり」については、前回まで「適切な支援につながるしくみづくり」としていたが、適切にとい

う表現わかりやすくしたほうがよいというご意見をいただいたので、「さまざまな支援につながるしくみづくり」に変更した。これに合わせて31ページ56ページの基本目標についても、訂正しているのでご確認をお願いします。

次に、下の※をご覧いただきたい。前回、この文章の黄色でマーカーしている取り組みの部分については、「役割」と記載していたが、第4章では枠の中にある「三者の取り組み」として記載している。役割から取り組みに変更している。また、枠の中の「市民・家庭」、「地域の組織・団体等」、「行政」を表すマークが小さくなっていたので、マークをすべて元に戻している。マークについては、黄色のマーカーは使用していないが、ご確認をお願いしたい。

次に、36ページをお願いします。冒頭でも説明したが、第4章「各主体が取り組む行動計画」の行政の取り組みについては、令和4年4月から行政組織が変更になるため、新組織の担当課を記載している。具体的には、市民課は令和4年度から市民サービス課、子育て応援課は子育て政策課、ほくとっこ元気課はネウボラ推進課となるのでご確認をお願いします。また、前回の資料では、三者の取り組みの上に「地域福祉における担い手の役割」と明記していたが、委員から担い手や役割などと記載があり表現がわかりにくいというご意見をいただいたので、その部分については削除し、それぞれの取り組みだけを載せるようにしている。

次に、37ページをお願いします。(2)地域を支えるボランティア活動の活性化の施策の方向性の枠の下の※をご覧いただきたい。前回、委員からボランティア活動か何かを示したほうがよいというご意見をいただいたので、ボランティア活動についての説明を入れている。また、下の地域活動についても、説明を追加しているのでご確認をお願いします。

次に、40ページをお願いします。中段の基本目標1成果指標について説明する。前回、成果指標については、総合計画との整合性を図る中で指標名を入れるという説明をした。上の段、基本目標の指標名については、5年後を評価する指標を入れることとし、下の段の施策の指標名については、毎年検証し評価を行うものとして、総合計画の施策目標の指標を入れている。基本目標1「ほがらかに地域を支えるひとづくり」の5年後を評価する指標名については、令和3年度に実施した市民アンケート調査から、「地域内で困っている世帯に対して、手助けしている人」の割合を入れ、今回の調査から5%増をめざし、令和8年度の目標値を38.1%としている。5年後の地域福祉計画見直しの際に、指標名に対する市民アンケート調査を実施し検証する予定である。次に、施策の指標名についてである。こちらは毎年検証し、評価を行うものとして、総合計画の施策目標の指標を入れている。基本目標1に対して、「行政区加入率」、「ボランティア新規登録者数」、「高齢者の住民主体の通いの場の設置数」を入れている。この目標値に関しては、各担当課で設定しているものであり、毎年評価をするものになる。なお、ボランティア新規登録者数について、先日送らせていただいた資料には、全体のボランティア登録者数を入れていたが、総合計画を見合わせた中で、ボランティア新規登録者数に指標を変更し、基準値と目標値もそれぞれ変更しているのでご確認をお願いします。

次に、45 ページをお願いします。基本目標2「くらしにとけ込む健康・いきがづくり」の成果指標である。基本目標の指標名については、今回実施した市民アンケート調査から「ボランティア活動や地域の活動に過去3年間で参加した人の割合」とし、目標値を3%増の44.9%に設定した。次に、施策の指標については、「特定健診受診率」と「生涯学習講座開催事業参加者数」とし、それぞれ目標値を設定している。なお、生涯学習講座開催事業参加者数について、送らせていただいた資料で目標値を4,500人と設定していたが、総合計画の目標値が令和7年で3,500人であったので、担当課に確認し4,000人に変更した。

次に、55 ページをお願いします。基本目標3「支援が必要な人にとどく地域づくり」の成果指標である。基本目標の指標名については、今回実施した市民アンケート調査から「日常生活の中で、悩みや不安に感じている人の割合」とし、目標値を7.9%減の55.0%に設定した。次に、施策の指標については、「地域減災リーダー認定者数」と「生活困窮の相談者のうち、支援を行った人の割合」とし、それぞれ目標値を設定している。なお、前回の資料では、地域減災リーダー認定者数累計としていたが、総合計画の指標名と合わせ累計を削除した。また、生活困窮の相談者のうち、支援を行った人の割合を48.6%としていたが、総合計画との整合性を図り目標値を51.6%に訂正した。

次に、62 ページをお願いします。基本目標4「さまざまな支援につながるしくみづくり」の成果指標についてである。基本目標の指標名については、今回実施した市民アンケート調査から「福祉の相談やサービスに関する情報を得ることができた人の割合」とし、目標値を5%増の86.6%に設定した。次に、現在、ほくとっこ元気課が実施しているアンケート調査の項目、「子育てが楽しいと感じる親の割合」を入れ、同じく目標値を5%増の88.2%としている。次に、施策の指標については、「生活支援体制整備協議体設置数」、「地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数」、「ファミリー・サポート・センター活動件数」とし、それぞれ目標値を入れている。前回の資料では、生活支援体制整備協議体設置数の指標名を「庁内資料福祉課生活支援担当から」としていたが、正しくは「第6次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画から」となるので訂正して記載している。また、地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数、ファミリー・サポート・センター活動件数の目標値については、総合計画との整合性を図り目標値をそれぞれ変更している。

成果指標については以上である。

次に、戻って41 ページをお願いします。「あんきじゃんネットワーク事業」について、前回の資料ではこちらに写真が入っていなかったもので、関係者連絡会議のようすの写真を入れている。

次に、45 ページをお願いします。行政の取り組みの上から6点目と7点目については、前回、説明をわけずに一連の内容として文章を記載していたが、内容をわかりやすくするため担当課と協議し、内容をわけてそれぞれの項目を記載したのでご確認をお願いします。

次に、47 ページをお願いします。基本目標3「支援が必要な人にとどく地域づくり」の課題の1点目の○について、枠の中にある。前回の策定委員会での資料では、「防災訓練



など、地域での防災・減災活動を周知するとともに、高齢者や障がい者、若者など、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進していくことが必要である」という表記をしていた。担当課から、減災のため、具体的に誰が、何をするかを明確にしたほうがよいという意見から、内容をこちらのほうに変更している。

次に、48 ページをお願いします。（1）減災力の強いまちづくりの上から4行目の「また」からの文章については、前回の策定委員会の資料では、「災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、災害時要援護者台帳のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図る」という記載をしていたが、担当課からの訂正により、内容をこちらのほうに変更している。また、点線の枠の中の施策の方向性の上から3つ目「防災・減災教育」については、施策の方向性に入れる取り組みとして新たに追加している。下の「市民・家庭の取り組み」に移る。2点目の○について、前回は「日ごろから防災・減災に関する情報に関心を持ち、災害備蓄品の準備や避難所の把握など、個人でできる対策に取り組む」としていたが、内容について変更し、「個人でできる対策について」を、「災害時に主体的に行動できるよう、「命を守る」対策に取り組む」ということで訂正している。次に、下から3つ目の○「マイ・タイムラインを作成する」について、前回の会議で委員からマイ・タイムラインとは何かという質問があったので、内容の説明について下の※に記載している。ご確認をお願いします。

次に、50 ページをお願いします。点線の施策の方向性の下、市民・家庭の取り組みの中に、前回「ボランティア保険等を活用し、地域の移動に関する支え合いや取り組みを活性化させる」という記載があったが、市民・家庭での取り組みではないだろうということでこちらを削除している。また、前回、救急医療情報キッドの取り組みを入れてほしいというご意見をいただいたので、こちらに新たに追加している。下の※にも救急医療情報キットとは何かということで説明を追加しているのでご確認をお願いします。

次に、51 ページをお願いします。地域の組織・団体等の取り組みの一番下に同じく「救急医療情報キットの整備を促進する」ということで、取り組みを追加している。

次に、53 ページをお願いします。（3）人権擁護と権利擁護の充実の4行目について、前回、「認知症高齢者や障がい者など」と記載していたが、委員からご指摘をいただき、障がい者には身体障がい者の方も入るので、今回「知的障がい者、精神障がい者」に記載を変更している。課題の点線の上の文章の中で、下から4行目のヤングケアラーの内容について、前回、委員からヤングケアラーの何が問題でなぜ取り組みをするのか、教育権の保証なのか、子どもの人権擁護の保証なのか、人権に関わる文言を追加してもらいたいという意見をいただいたので、下の課題の2行目に「人権擁護の観点からヤングケアラーや権利擁護についての普及啓発及び体制の充実が必要」ということで文言を追加している。

次に、58 ページをお願いします。（1）包括的な相談・支援体制の整備の充実の枠の下の※をご覧ください。前回、アウトリーチ支援とは何かというご質問をいただいたので、点線の枠の下に説明文を追加した。

次に、59 ページをお願いします。一番下の※に、ネウボラの内容について説明を追加し

たのでご確認をお願いします。

次に、63 ページをお願いします。第5章「計画の推進体制」の1、庁内の推進体制として、前回、委員からこの計画を広く周知する必要があるという意見をいただいたので、7行目「また」の部分からを新たに追加している。

次に、66 ページをお願いします。66 ページからは、今後、策定予定となっていたことについて、今回、記載をしている。66 ページには、第4次北杜市地域福祉計画策定委員会設置要綱を記載している。

次に、67 ページをお願いします。67 ページには、第4次北杜市地域福祉計画策定委員会委員名簿を記載している。

次に、68 ページをお願いします。68 には、4、策定経過を記載している。本日の会議内容については、会議終了後に内容を記載する。

次に、69 ページをお願いします。69 ページから 73 ページまでは、用語解説について記載している。

最後に、73 ページをお願いします。先週送った資料には、こちらのPDCAサイクルの説明について、下から2行目の「このプロセス」の後にらせん状と記載していたが、こちらに図がなくらせん状がわかりにくいため、らせん状という文言を削除している。

以上、長くなったが、素案の変更、追加について説明をした。よろしくをお願いします。

#### 【会長】

質問、意見等があればお願いします。

#### 【委員】

確認である。ヤングケアラーの用語説明はどこにあるか。

#### 【事務局】

ヤングケアラーについては用語説明に載っていないので掲載する。

#### 【会長】

一般的な説明としては、親や祖父母の介護をするために、学校に行けなかったり、必要な勉強ができない、勉強に差し障るようなかたちで親族を介護しなければならない若い人のことをいう。他にあるか。

#### 【委員】

2点、意見を述べさせていただく。まず、6ページの(5)生活困窮者自立支援計画とある。その説明文として「生活困窮者自立支援法が施行され」とあるが、前の5ページの成年後見制度利用促進法は法律の施行が平成28年5月と書いてある。こちらでもできれば平成25年に法律が施行か、翌年に施行になったのかわからないが、その辺の整合性を

取っていただきたい。自立支援法がいつから施行されて、今現在どのような状況になっているのかというところは正しく年号を入れておいたほうがよいと思う。

また、40 ページの基本目標 1、成果指標のところ、ボランティア新規登録者数に変えたところであるが、これは理由があるのか。なぜこれを聞いているのかというと、今現在、目標が登録者数の総数がどのくらいいるのかのほうが説得力がある。新規の登録者数だけを見て、令和 2 年度が 50 で目標最終年度 110 人だといっても、途中でボランティア登録を外している人もいる。そうすると、一概にこの新規登録者数が増えたからといって喜ぶことのできる数字なのかと疑問に思った。その辺の説明が、総合計画の中で修正するというのであれば、その議論の中でこういった理由で修正をするということであれば説明をいただきたい。

#### 【事務局】

1 点目、生活困窮者自立支援計画の平成 27 年施行という法律年については、成年後見制度利用促進計画と合わせた中で記載し、修正する。

2 点目のボランティア新規登録者数については、総合計画の施策のほうでも、当初はボランティアの新規ではなく登録者数という指標名を載せていたが、名簿について社会福祉協議会に確認したところ、転出されたり、活動をやめた方についての名簿の内容を確認していないということであった。それでは正確な数値が出ないということで、新規登録者数ということで指標名が変わった。

#### 【会長】

ボランティアについては、やめた人がいると思う。現在、登録している方が活動可能なのかについては追跡が必要ではないかと思う。他にあるか。

#### 【委員】

14 ページに子どもの出生数のグラフがある。「本市の出生数は年々増加しており」と書いてあるが、グラフを見るとあまり増加しているようには見えない。このグラフだけでは判断できないが、上げ止まっているや、減少傾向が止まったといった表現ではないかと思う。

#### 【事務局】

希望としては増加したという思いであるが、下げ止まっているといった表現に変えたいと思う。

#### 【委員】

62 ページの地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数である。2 年度が 4,515 人、8 年度が 17,855 人となっている。桁数が違うのはコロナの関係でこの数字になっているのか。

**【事務局】**

令和2年度については、やはりコロナの関係で人数の制限をしたり予約制を取っている。8年度については、コロナが収束して誰でもいつでも遊びにこられるようになればという想定をしている。実際にいえばコロナ前の人数であるのでこのように設定している。

**【委員】**

逆に利用できない人が、今はすごくいると思う。この計画は長い目で見てということになるが、4月はすぐそこであり、このまま収束するのも見えない中で、やはりコロナ禍でも子どもの居場所、親が安心できる場所といったことをネットやSNSを使うなりして早急にみんなが安心できるようなものを見せていただくとよい。

**【会長】**

客観的にはそうであっても、コロナだからといって大勢の子どもたちが不自由な思いをしていることに対する対策みたいなものを何か考えているか。

**【事務局】**

実際には、子育て支援施設なので居場所という話ではないが、相談業務などについては、教室なども、あまり感染が広がるとそういったものが使いやすくなるようにしている。今後も、どの程度感染が収まってくるかによるが、できる限りソーシャルディスタンスをとりながら、人数の調整やできるだけ多くの方ができるよう工夫して参加を促していきたい。

**【会長】**

現在、放課後児童クラブは閉鎖になっているのか。

**【委員】**

それはない。もう少し小さい規模のものについてである。

**【委員】**

進捗管理であるが、わからないので教えてほしい。大きな目標で令和8年度があり、それに向かってどうするか毎年評価をしていくということだが、ここにあるPDCAサイクルを使うようだが、私たち委員は進捗管理に関わるのか。毎年、委員が評価する場があるのか。

また、もう1点であるが、全国的な傾向かもしれないが、ネウボラという言葉が出てくる。聞き慣れない言葉であるが、逆に市民の関心があって覚えてもらえる効果もあるかも

しれない。それを狙っているのかもしれないが、せめてカッコで出産なり、子育て支援課なり入れてほしい。

【会長】

ネウボラという言葉については、配慮していただきたいということによいか。お願いする。

【委員】

ちょうど話が出たのでついでに伺いたい。各職場の各課の職務文書を見ればわかることだが、ネウボラ推進課がある。それから子育て政策課がある。内側の業務として違うところは何か。同じ仕事のような気がする。

【課長】

まず、1点目の質問であるPDC Aサイクルについて、毎年、各課のほうに今どのような状況なのかをお聞きする中で、まとめさせていただく。特に委員会を開いて申告するのではなく、まとめたものをホームページ等に掲載してお知らせをしていくかたちである。

【会長】

委員を呼んで検証することはないのか。

【課長】

そういったことはない。

【委員】

関連して、やはり年に1回程度はちゃんと外部の委員に目を通してもらい、進捗管理というよりは、市民目線で質問をいただいて評価をしていき、次期の計画に反映していく仕組みをつくったほうが、市としての公平性や透明性が担保されるのではないかと。担当者レベル、あるいは市の行政レベルだけで進捗管理すればよいという問題ではない。その辺は検討していただいたほうがよい。これは私の個人的な意見である。

【会長】

大事な意見である。計画をつくったからには追跡調査は必要である。

【委員】

どの計画も、毎年、委員に進捗状況やこういった課題が新たに出たということを提案しているケースも多い。他の市、例えば南アルプス市の委員を私もやっていたが、策定年度ではなくても、年に1、2回は評価の委員会を行っていた。それはとても大事だと思う。

【会長】

先ほどのネウボラ課と子ども政策課の違いについて説明いただきたい。

【課長】

先ほどの質問であるが、他市の状況等を確認する中で検討していければと思う。

【部長】

ネウボラ課、子育て政策課の違いは何かというご質問でよいか。まず、先ほど担当から説明させていただいたが、来年度から今のほくとっこ元気課がネウボラ課になる。ほくとっこ元気課と違い、今所管しているチームが子育て世代包括支援センターといい、主に母子の部分を担当している。子育て政策課というのは、新しい課が1つできるが、子育て政策課で担当するのは子育て全体の政策的なことになる。今、福祉部の中にほくとっこ元気課も子育て応援課もあるが、来年度から子育て政策部というものが新たに立ち上がる。新しいネウボラ課、それから子育て政策課は、子育て政策部の所管になる。市長の意向で子育てに力を入れていきたいということで、新しい子育てに特化するものが立ち上がるということになる。これでよろしいか。

【会長】

計画する部署とやる部署が違うということか。母子をやるのがネウボラ課ということか。

【部長】

母子の関係で健診を今もしているが、健診をしたりする課が今はほくとっこ元気課であるが、それを引き継いでネウボラ推進課が担当する。子育て政策課は新しくできる課になるが、子育てすべての政策を担当し、子育て全体の政策を担当することになる。なぜ、ネウボラという名前を使うのかは、これまで北杜市もネウボラを推進してきたが、よりネウボラを推進していきたいということで、名前をネウボラ課にすればその都度ネウボラというものがこういうものだということを市民の皆さんに説明できる機会も多くなる。市長の意向があり、このような名前になった。

【委員】

場所はわかるのか。同じ場所か。

【部長】

今の位置のままである。子育て政策課は本庁に移る。保育園の部分は、子ども保育課という名前で保育のみを今もしているが、同じようになる。政策課は全般の企画を担当することになる。

【委員】

了承した。

#### 【委員】

第4次で4年度から8年度までということなので、途中で変更できるかどうかである。介護保険の計画にも関わってくるが、認知症の方について、つい2週間前にテレビでもやっていたが、町田市で認知症の方の取り組みをしている。どんなものかという、やはり早期発見が大事になる。まだまだ働ける方には働いてもらい、ボランティアもいける人はいくなど、そういった経験のある方は子どもも見ることができる。認知症の方も地域の中で何か役割をもって自分の力に合わせて生活がしていけるというところが、この計画にはすぐに入れられないかもしれないが、どこかでそのような取り組みを参考にさせていただきたい。ホームページにも多岐にわたって活動をしているので、事業者も協力できる場所もあると思う。認知症になっても安心して暮らせるといった視点も検証していただければと思う。

#### 【副会長】

P D C A サイクルの動かし方である。毎年、年に1回の内容が64ページに書いてあるが、その数値化したものが指標ということで、これはスタート年度が2年、それから目標が令和8年であるが、最初5年間でここにいくために、毎年この数値を目標に進めていくということではどうか。そのような大前提のもとであると、62ページで先ほど委員から質問があったが、施策の下2つ、地域子育て支援拠点事業の延べ利用数ということで、これは保育所との兼ね合いが出てくると思う。市として子どもを家庭で育てたい方には手厚くしていくという意向が2点目には見て取れるが、3点目のファミサポという、どちらかという活動をサポートするものなので相反するというか、ベクトルが違う。どちらも重視はするという姿勢の中で、重要な2つだと思うが整合性はどうかと気になった。

次に、SDGsに関して取り上げていて、この施策はどの部分が何番目だということの分け方というのは、とても時代に合っていてよいと思う。ただ、ひとり親、引きこもり、さまざまなお立場の方、先天性のものも含めて書いてあるが、例えばそういったものを多様性というベースがあって、そこに思いや考え方、価値観が違うが皆さんで取り組んでいくというそのベースの部分について、もしかしたら市長の言葉の中に出てくるのかもしれないが、その多様性を認めていくということがどこかにしっかり盛り込まれてくるとスタートとしてわかりやすいのではないか。その1つの中で、私も勉強不足ではあるが、H S P という、つまり非常に敏感な人や、非常に敏感な子どもという考え方があり、それは男女、年齢、地域、国に関わらず5人に1人いるという数字が出ている。非常に研究が進んでいるところである。市によっては市のホームページに記している。多種多様な考え方、あるいはもともと持っている性質の方というところも掲げているので、これをスタートするにあたって、みんな違ってよく、みんなそれぞれ大事というベースがどこかに最初に盛り込まれてくるとよいと思う。

**【会長】**

多様性の社会であるという認識を最初のほうに掲げたらどうかというご発言である。

**【副会長】**

1 ページに記されているが、もう少し丁寧に説明されてはどうか。

**【事務局】**

今、ご意見をいただいた多様性というところについては、6 ページの4 「地域福祉に求められる新たな視点「SDG s」との関係」のところに、もう少し説明をつけ加えたいと思う。

**【委員】**

10 ページに外国人の問題が書かれている。この計画では、外国から移住してきた人は日本に国籍がある人のことをいっているのか。この人たちに地域福祉計画にどのようにサービスを提供してくれるのかが見えない。外国人も日本人と同じように扱うということによいか。

**【事務局】**

外国人住民の方がこれだけいるということを示している図である。同じく地域住民ということで、地域福祉と一緒に参画していただくということをお願いしたいと思っている。

**【会長】**

他に何かあるか。

**【委員】**

63 ページの庁内体制の推進体制の中で、この計画を検証、評価するとともに定期的な評価、見直しを行うとしている。行政の中では行っているが、先ほど皆さんがいったとおりだと思う。このメンバーでもよいし、数年たったときにメンバーが変わっていたら新しい人でもよいので、ぜひ評価、見直した点を説明してもらいたいということを提案しておく。こういった計画をつくって承認されれば、一通り仕事が終わったというようなことが多いが、私たちに結果を知らせてもらうという意味では、先ほどの内容はよいと思う。

もう1点、この計画は4月以降に実施すると思うが、非常に行政の方は大変だと思う。また、この事業を推進していく中では、地域住民の協力が不可欠であると思う。多くの方がボランティアでこの事業に協力していくが、特に民生委員は大変だと思う。また、栄養推進委員と保健推進委員の任期がきたので交代してほしいと連絡がきたが、その方は仕事



があるので受けられないという話があった。どうなったのかは聞いていないが、昔であれば 60 くらいになれば女性、男性も仕事を離れて家の仕事をしている人がいたかもしれないが、今は働いている方がほとんどである。特に民生委員、それから栄養推進委員、保健推進委員は女性の方にウエイトが大きくなっていくと思う。その中で、仕事をもちながら協力してもらうのであれば、例えば女性の方が仕事を休んでいくときにも、安心して仕事を休めるような保障みたいなものも、ボランティアといいながらも必要ではないかと思う。1 日休んだらその分だけ、栄養推進委員で地域のことをやっていただくのであれば何とか保障できないか。そうならば安心して受けることができるのではないか。なかなか行政は財政が厳しい状況ではあるとは思っている。部門によりできるところ、できないところもあると思うのが、できる限りそのようなことに力を入れていただければ、この事業もうまく進んでいくのではないかと思う。もう 1 つは、行政の内容をよく知っている市の退職職員や、それから病院の看護婦さん、保育園の保育士といった方が 60 歳で定年であるのであれば、再任用などでお手伝いをしてもらってもよいと思う。行政の中で考えてもらえたらありがたい。

#### 【会長】

ボランティアも一部有償化したらどうかといった話も前からあった。これは財政の問題もあるが、ボランティアとはいっても少し保障を考えたほうがよいということも前からご意見としてある。地域の方の発見や退職者をうまく利用するという話もある。先ほどの北杜市の介護認定が少ないということではないが、皆さん元気である。退職した方も含め、地域に隠れた人材を探すということは常に努力しなければならいところである。他にないか。

#### 【委員】

48 ページの防災について、家庭の取り組みの中で「マイ・タイムラインを作成する」とある。作成しろといわれてもなかなかできるものではない。やり方を教えていただけたら、防災の場で広げることができるので教えてほしい。

#### 【事務局】

担当課にもご意見を伝え、つくりやすいものをホームページに掲載できないか相談し、お示しさせていただく。

#### 【課長】

先ほどいくつか質問をいただいた。そこについてであるが、まず、地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数とファミリー・サポート・センター活動件数について、ここの整合性ということについて質問をいただいた。これについては、基本目標 4 の「さまざまな支援につながるしくみづくり」ということの目標という中において、さまざまな支援というこ

となると、確かに地域の子育てというところについては保育所と放課後も入ってくると思う。そういった指標を入れていくことになるかと思う。地域の拠点についてはつどいの広場があるので利用された人数ということになる。ファミリー・サポート・センターについては、子どもの一時預かりや送迎、子ども支援を受けた人の人数を毎年、活動した評価ということで挙げていくことになる。そこの整合性は、それぞれ別で指標していくことになる。特にここで相互で整合性がとれているというものではない。

また、村田委員のご意見で、この委員会の中において、P D C Aの評価を示すということについては検討中となっている。委員は2年という任期となっているので、今年度、来年度は任期がある。その中で、この評価をお願いすることがあればまた皆さま方に集まっていたら、評価をすることとなると思う。

また、就労している方に賃金を保障できるシステムということであるが、ボランティアについては、基本的には無償になるかと思うが、お願いする内容にもより一部有償ということもあるかと考えられる。お金ではなく、違う対価というもので、報酬も含まれるのかと考えている。一概にお金というのはどうかと思う。そこはまた考えていく必要があると思う。

#### 【会長】

それでは、時間がきたので次に移る。

#### (3) 第4次北杜市地域福祉計画概要版(案)について

#### 【会長】

では、(3) 第4次北杜市地域福祉計画概要版(案)について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

第4次北杜市地域福祉計画概要版について説明をする。

こちらは、各世帯に配られるものになるのでご意見をいただきたい。

1ページ目、地域福祉とはということで、地域福祉とは何かという説明文を入れている。次に、真ん中に役割分担と連携ということで、計画素案の2ページの図を利用して、それぞれの役割分担を記載している。一番下に計画の理念、めざす姿ということで、第4次地域福祉計画の基本理念を載せている。めくっていただき、みんなで取り組み北杜市の地域福祉計画ということで、基本目標1から4までを記載し、市民、家庭、地域の組織・団体、市の役割としてそれぞれの取り組みを記載している。めくっていただき、最終ページの中段に計画の推進に向けて4つの項目を記載している。最後に市民の皆さまが地域でできること、それからしてみたいことなどを記入できるように枠をつくっている。一番下に第4次北杜市地域福祉計画の概要版の問い合わせ先として、令和4年4月からは北杜市福祉保健部になるので、新しい名前を入れている。

簡単な説明になるが、概要版についてたくさんの意見をいただきたい。

**【会長】**

厚いほうは市で公開するが、市民ひとり一人に配るのが概要版である。これを見て、どの程度理解が進むのか検討したい。

**【委員】**

カラーのところは白抜きの文字になっているので読みにくい。黒のほうが良いと思う。お年寄りもそのほうが読みやすいと思う。

また、右と左のページが少しずれている。できたら揃えてほしい。

もう1つ、昨日から考えていたが、「ほ、く、と、し」としたのだと思うが「と」だけない。できるだけこれが身近になってほしい。「明るい北杜市」とついているので、ほがらかな人づくりでこれとこれとこれというように、みんなのものになるほうが嬉しい。みんなのものになるように工夫していると思うが、令和8年に新しいものをつくるときにはまた工夫していただきたい。要望である。

**【事務局】**

見やすくするということが、左右は揃えたいので反映させていただく。また、「ほ、く、と、し」というところで、令和8年に向けて文言を検討していきたい。

**【副会長】**

計画はホームページや各団体に配るのか。そうすると、例えば見たい人がQRコードでいけるようにできないか。

**【事務局】**

できるかどうかを相談させていただく。ホームページやQRコードから地域福祉計画を見られるようになれば、それはよいと思う。そちらも検討させていただく。また、でき上がった冊子については委員の皆さまに送らせていただく。

**【会長】**

他に何かないか。それでは、委員会を終了させていただく。長い時間であったが、ご議論いただき感謝申し上げます。日々、社会情勢は変化する。すぐにここに書いてあることが合わなくなる可能性はある。それを考えながら、変わったときには改めてという意識でいただきたい。

#### 4. 閉会

##### 【課長】

それでは、今後の予定になる。本日、提出した計画は、策定委員会の中で確認、修正等があったものについては、訂正、修正、構成をして公表させていただき、3月の中旬頃には北杜市地域福祉計画を策定する動きになる。それを合わせて概要版もでき上がる予定で進めてまいりたい。この計画ができれば、3月下旬、4月の始めくらいに各委員に送付させていただく。また、概要版については、おそらく5月の広報に合わせて、各世帯に配布するといったスケジュールになる。長時間にわたり、ご意見をいただき感謝申し上げます。1年間、ご助力をいただき感謝申し上げます。

それでは、以上をもって、第4次北杜市地域福祉計画の第4回策定員会を終了する。

最後にあいさつを交わしたいので起立をお願いします。相互に礼。